

## し尿及び浄化槽汚泥並びに生活雑排水処理手数料の改定について

## 1 はじめに

し尿及び浄化槽汚泥並びに生活雑排水（以下「し尿等」という。）処理手数料の改定については、千歳市一般廃棄物処理基本計画において、「処理原価や社会情勢を考慮し、基本的に5年ごとに検討していく」としており、また、前回の改定（平成31年4月）から5年後の令和6年4月に向けて、し尿等処理手数料見直しを検討する時期となっていたが、事業系一般廃棄物と同様に、新型コロナウイルスの影響により、検討時期を1年延期しました。

## 【手数料改定時期】

	算定期間	検 証
し尿等	平成29年度から令和4年度（6年間）	令和6年度

## 2 し尿及び浄化槽汚泥並びに生活雑排水処理の現状

し尿等の処理は、委託業者が収集運搬している仮設トイレ（イベントや工事等により臨時的に設置されたトイレ）（以下「仮設」という。）及びその他トイレ（非水洗の普通・簡易水洗トイレ）（以下「常設」という。）のし尿と、許可業者が収集運搬している浄化槽汚泥及び生活雑排水の処理を行っています。

令和4年度のし尿等処理量は、下表の「処理量の推移」に示すとおり、し尿処理量が1,823.2kℓ、浄化槽汚泥及び生活雑排水の汚泥等の処理量は1,894.7kℓ、全体で、3,717.9kℓとなっております。

## 【し尿等処理量の推移】

(単位：kℓ)

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	し尿	仮設	536.1	640.1	554.8	433.9	456.3
	常設	1,548.3	1,545.4	1,457.2	1,338.8	1,355.6	1,363.6
	小計	2,084.4	2,185.5	2,012.0	1,772.7	1,811.9	1,823.2
汚泥等	浄化槽汚泥	1,433.2	1,321.7	1,338.4	1,510.5	1,424.0	1,576.7
	生活雑排水	210.8	251.4	231.9	207.5	227.3	318.0
	小計	1,644.0	1,573.1	1,570.3	1,718.0	1,651.3	1,894.7
	合 計	3,728.4	3,758.6	3,582.3	3,490.7	3,463.2	3,717.9

現行のし尿等処理手数料は、し尿処理手数料（仮設）が1ℓあたり15円（25ℓあたり375円）、し尿処理手数料（常設）は1ℓあたり10円（25ℓあたり250円）、浄化槽汚泥及び生活雑排水処理手数料が1ℓあたり3円（25ℓあたり75円）となっています。

令和4年度のし尿等処理経費は62,350千円であり、処理手数料の歳入額は、26,214千円で、約4割となっており、約6割の36,136千円は、市の負担となっています。

【処理経費と歳入の推移】

（単位：千円）

項目		年度					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
し尿	処理経費	49,981	50,875	50,473	49,665	49,222	49,624
	歳入	16,735	17,858	22,889	19,896	20,400	20,530
	割合	33%	35%	45%	40%	41%	41%
浄化槽汚泥 生活雑排水	処理経費	10,657	10,312	10,305	11,756	11,038	12,726
	歳入	4,928	4,719	4,710	5,153	4,953	5,684
	割合	46%	46%	46%	44%	45%	45%
計	処理経費	60,638	61,187	60,778	61,421	60,260	62,350
	歳入	21,663	22,577	27,599	25,049	25,353	26,214
	割合	35%	36%	45%	41%	42%	42%

※ 処理経費は、し尿等収集量により按分して算出。

※ 割合＝歳入÷処理経費

### 3 改定理由

し尿処理経費に基づいた適正な処理手数料を設定し、処理経費と処理手数料の格差を是正することを基本とし、道内他市における処理手数料の状況も勘案のうえ、し尿処理手数料（仮設）は処理原価75%を、し尿処理手数料（常設）は50%を、浄化槽汚泥・生活雑排水処理手数料は50%を相当額として、受益者負担の適正化を図るため改定するものであります。

※目標とする処理原価の比率は、平成21年度以降の審議会において改定方針が妥当とされています。

### 4 し尿等処理原価

し尿処理原価は、処理経費の収集部門及び処理部門の費用合計を処理量で除した額であり、また、浄化槽汚泥及び生活雑排水処理原価は、同経費の処理部門に係る費用を処理量で除して算出した額であります。

平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間の平均額は、「し尿等処理原価の推移」に示すとおりであり、し尿は 1ℓあたり 25.791 円、浄化槽汚泥及び生活雑排水は 1ℓあたり 6.641 円となります。

【し尿等処理原価の推移】

(円/ℓ)

項目	年度						
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平均
し尿	23.979	23.278	25.086	28.017	27.166	27.218	25.791
浄化槽汚泥 生活雑排水	6.482	6.555	6.562	6.843	6.684	6.717	6.641

## 5 処理手数料の算定

今回の改定においては、令和 2 年度から令和 4 年度の仮設及び常設のし尿処理量が、新型コロナウイルスの影響による事業活動の縮小等に伴い極端に減少していることから、平成 29 年度から令和元年度の平均を補正の値として処理原価を算定することとします。

なお、浄化槽汚泥・生活雑排水の処理量には、大きな増減がないことから補正を行わずに算定することとし、し尿処理手数料(仮設)は処理原価 75%の 18 円/ℓ (引上額 3 円、引上率 20%)、し尿処理手数料(常設)は 50%の 12 円/ℓ (引上額 2 円、引上率 20%)、浄化槽汚泥・生活雑排水処理手数料は、50%相当額の 3 円/ℓ (引上額 0 円、引上率 0%) とします。

【コロナの影響を考慮した補正後のし尿等処理量】

(単位：kℓ)

項目	年度						
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
し尿	(補正後)	2,084.4	2,185.5	2,012.0	<b>2,093.9</b>	<b>2,093.9</b>	<b>2,093.9</b>
	(補正前)	(2,084.4)	(2,185.5)	(2,012.0)	(1,772.7)	(1,811.9)	(1,823.2)
浄化槽汚泥 生活雑排水	1,644.0	1,573.1	1,570.3	1,718.0	1,651.3	1,894.7	

【補正後のし尿等処理経費】

(単位：千円)

項目	年度						
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
し尿	(補正後)	49,981	50,875	50,473	<b>50,443</b>	<b>50,443</b>	<b>50,443</b>
	(補正前)	(49,981)	(50,875)	(50,473)	(49,665)	(49,222)	(49,624)
浄化槽汚泥 生活雑排水	10,657	10,312	10,305	11,756	11,038	12,726	

【し尿等処理原価】

(円/ℓ)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平均
し尿 (補正後)	23.979	23.278	25.086	<b>24.090</b>	<b>24.090</b>	<b>24.090</b>	<b>24.102</b>
し尿 (補正前)	(23.979)	(23.278)	(25.086)	(28.017)	(27.166)	(27.218)	(25.791)
浄化槽汚泥 生活雑排水	6.482	6.555	6.562	6.843	6.684	6.717	6.641

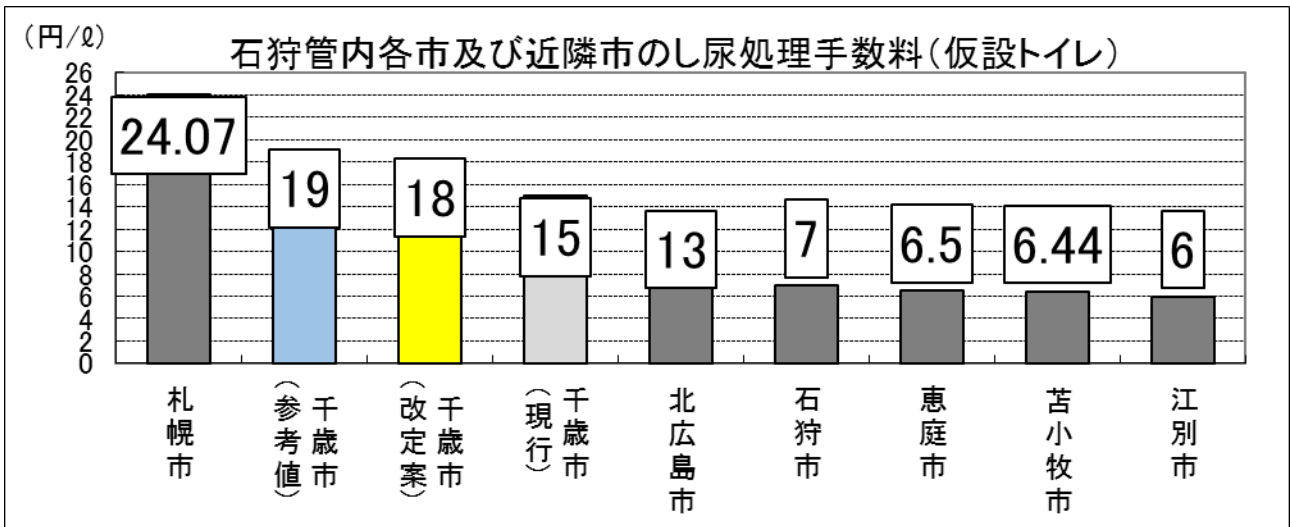
【処理手数料改定案】

項目		現行額		改定案(補正後)		参考(補正前)	
		25ℓ	(1ℓ)	25ℓ	(1ℓ)	25ℓ	(1ℓ)
し尿	仮設	375 円	15 円	処理原価 75%		処理原価 75%	
				450 円	18 円	475 円	19 円
				引上額 75 円	引上額 3 円	引上額 100 円	引上額 4 円
				引上率 20%	引上率 20%	引上率 26%	引上率 26%
	常設	250 円	10 円	処理原価 50%		処理原価 50%	
				300 円	12 円	325 円	13 円
引上額 50 円				引上額 2 円	引上額 75 円	引上額 3 円	
				引上率 20%	引上率 20%	引上率 30%	引上率 30%
浄化槽汚泥 生活雑排水	75 円	3 円	処理原価 50%		処理原価 50%		
			75 円	3 円	75 円	3 円	
			引上額 0 円		引上額 0 円		
			引上率 0%		引上率 0%		

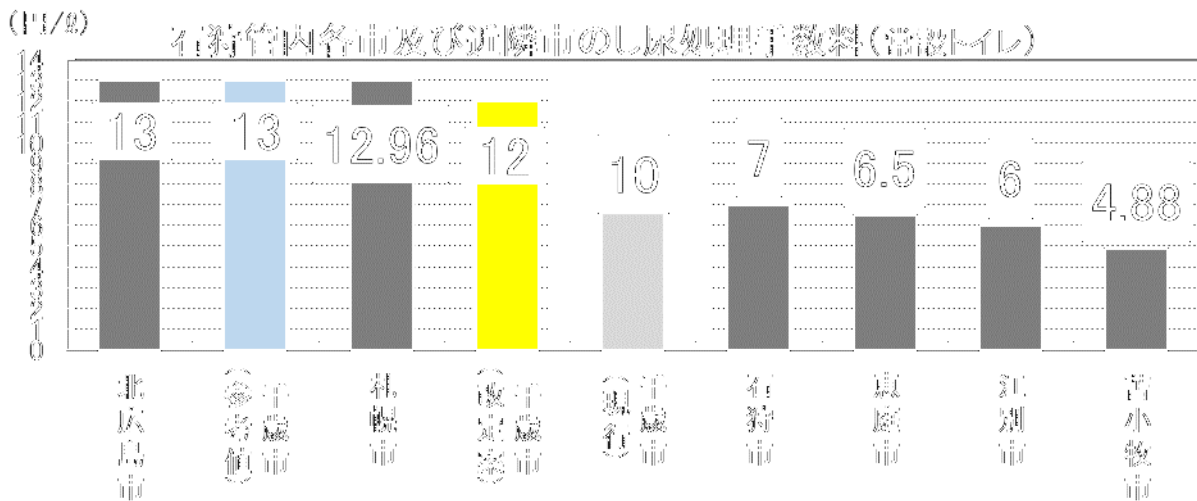
(小数点第 1 位を四捨五入)

## 6 近隣市等の状況

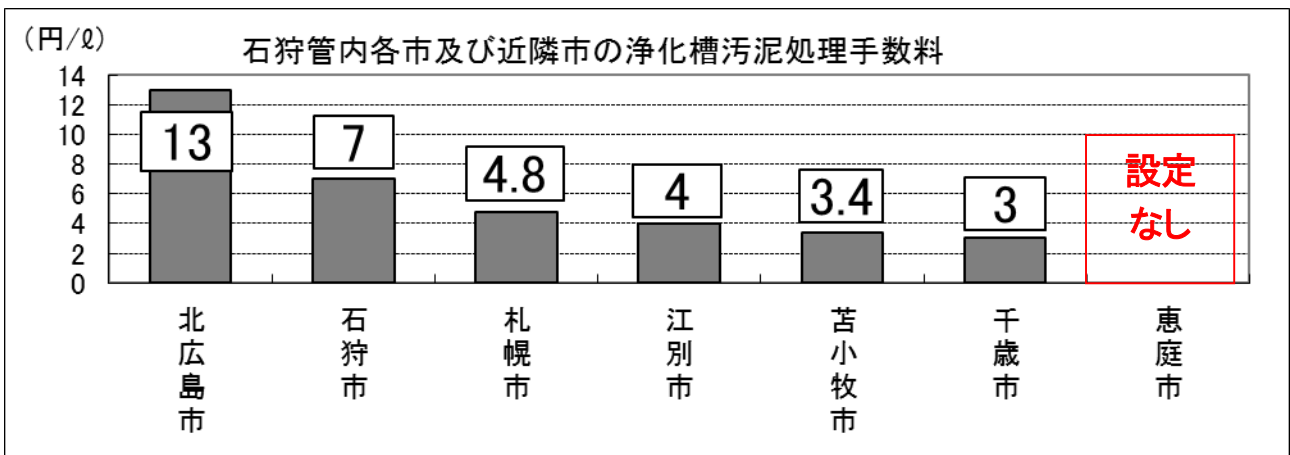
### (1) し尿処理手数料（仮設）



### (2) し尿処理手数料（常設）



### (3) 浄化槽汚泥・生活雑排水処理手数料



※ 恵庭市：浄化槽汚泥・生活雑排水については下水道事業(個別排水使用料)で設定

(4) 道内都市の平均額（ℓ 当り）及び最高・最低額

項 目	道内都市の平均額	最高額	最低額
し尿（仮設）	9.51 円	24.07 円 （札幌市）	3.61 円 （室蘭市）
し尿（常設）	8.38 円	13 円 （北広島市）	3 円 （室蘭市）
浄化槽汚泥・生活雑排水	5.46 円	13 円 （北広島市）	1 円 （室蘭市・登別市）

(5) 石狩管内各市の平均額（ℓ 当り）及び最高・最低額

項 目	石狩管内各市の平均額	最高額	最低額
し尿（仮設）	11.31 円	24.07 円 （札幌市）	6 円 （江別市）
し尿（常設）	9.09 円	13 円 （北広島市）	6 円 （江別市）
浄化槽汚泥・生活雑排水	7.2 円	13 円 （北広島市）	4 円 （江別市）

7 改定案

項 目	現行額		改定額	
	1ℓ	25ℓ	1ℓ	25ℓ
し尿処理手数料（仮設トイレ）	15 円	375 円	18 円	450 円
し尿処理手数料（常設トイレ）	10 円	250 円	12 円	300 円
浄化槽汚泥・生活雑排水処理手数料	3 円	75 円	3 円	75 円

8 歳入見込額

（単位：千円）

項 目		し尿（仮設）	し尿（常設）	浄化槽汚泥 生活雑排水	計
令和4年度歳入		6,894	13,636	5,684	26,214
改定	歳入見込額	8,272	16,363	5,684	30,319
	増減額	1,378	2,727	0	4,105

## 9 改定実施予定年日

令和7年4月1日より

## 10 今後の改定方針

し尿等の処理経費や処理量の推移を把握するほか、石狩管内他市におけるし尿等処理手数料の実態調査にも配慮しつつ、5年を目途に処理手数料の検証を実施した上で、必要に応じて改定を行います。